

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福岡県新宮町長

## 公表日

令和2年7月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法関係事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導又は診療を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル、世帯構成員情報ファイル、収納情報ファイル、宛名・納付情報システム、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条1項、別表第一の49項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 第56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 第69の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3 【情報照会の根拠】 第70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 第69の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宮町総務課 庶務係 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231 (内線214)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-963-2995 (直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 三船 徹 学校教育課長 井上 正剛	健康福祉課長 桐島 光昭 学校教育課長 阿部 宏紀	事後	新規の評価書に併せて提出
平成29年5月11日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課 子育て支援室 教育委員会学校教育課	子育て支援課 教育委員会学校教育課	事後	
平成29年5月11日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課長 桐島 光昭 学校教育課長 阿部 宏紀	子育て支援課長 大原 稲子 学校教育課長 阿部 宏紀	事後	
平成29年5月11日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	新宮町健康福祉課 子育て支援室 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0239 (直通) 新宮町教育委員会学校教育課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-1739 (直通)	新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-2995 (直通) 新宮町教育委員会学校教育課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-1739 (直通)	事後	
平成30年8月1日	I-5. ②所属長の役職名	子育て支援課長 大原 稲子 学校教育課長 阿部 宏紀	子育て支援課長 教育委員会学校教育課長	事後	
平成30年8月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-2995 (直通) 新宮町教育委員会学校教育課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-1739 (直通)	新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-963-2995 (直通) 新宮町教育委員会学校教育課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-1739 (直通)	事後	
平成30年8月1日	II-1. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年12月28日	評価実施機関における担当部署	①部署 子育て支援課 ②所属長の役職名 子育て支援課長	①部署 子育て支援課 住民課 ②所属長の役職名 子育て支援課長 住民課長	事後	
令和1年6月28日	II-1. いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2. いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I-4. ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号 別表第二 第49項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第39条、第44条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 第56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 第69の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3 【情報照会の根拠】 第70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 第69の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3	事後	
令和2年7月1日	I-1. ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の事務を行う。  特定個人情報、以下の事務で利用している。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導又は診療を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出の事実についての審査 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務	事後	
令和2年7月1日	II-1. いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	II-2. いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	IV-8. 監査	[ ] 自己点検	[ ○ ] 自己点検	事後	